

## 2025年度 CREST・さきがけ・ACT-X 提案募集 Q & A

Q & Aについては、随時更新する可能性があるため、必要に応じて以下の研究提案募集ウェブサイトにて最新版をご参照ください。

<https://www.jst.go.jp/kisoken/boshuu/teian.html>

府省共通研究開発管理システム(e-Rad)の運用、所属研究機関・研究者の登録及び e-Rad の操作等に関しては、以下のウェブサイトをご参照ください。

<https://www.e-rad.go.jp/>

## 目次

1. 研究提案者（CREST では研究代表者）の応募要件である研究倫理教育に関するプログラムの受講について .....	4
(1) 研究倫理教育に関するプログラムの内容 .....	4
(2) プログラムの修了証明 .....	5
(3) eAPRIN ダイジェスト版の受講 .....	5
(4) eAPRIN e-ラーニングプログラムダイジェスト版の英語版.....	5
(5) 研究倫理教育に関するプログラムの受講期限 .....	5
2. CREST、さきがけ、ACT-X 共通事項.....	6
(1) 2025 年度研究提案募集への応募.....	6
(2) 重複応募の制限.....	6
(3) ダイバーシティの推進・ライフイベントへの支援.....	8
(4) 応募者の状況 .....	8
(5) 研究提案書の色.....	9
(6) 研究提案書「予算計画」 .....	9
(7) 研究提案書「研究・活動実績」 .....	9
(8) 研究提案書「他制度での助成等の有無」 .....	10
(9) 間接経費 .....	10
(10) 研究費の使途 .....	10
(11) 採択後の異動 .....	10
(12) その他 .....	11
3. CREST に関する事項 .....	13
(1) 研究実施体制・予算配分 .....	13
(2) 応募者の要件 .....	13
(3) 研究チーム編成.....	14
(4) 研究実施場所 .....	14
(5) 研究費 .....	14
(6) 研究契約 .....	15
(7) 研究の評価 .....	15
4. さきがけに関する事項 .....	16
(1) 応募者の要件 .....	16
(2) 研究体制 .....	16
(3) 海外の研究機関での研究実施 .....	17
(4) その他 .....	19
5. ACT-X に関する事項（全般） .....	19
(1) 応募者の要件 .....	19

(2) 研究構想に記載すべき内容 .....	22
(3) 研究費の執行 .....	22
(4) 博士号取得の研究者の雇用 .....	22
<b>6. ACT-Xに関する事項（学生の応募に関すること） .....</b>	<b>23</b>
(1) 応募時の所属機関について .....	23
(2) 事前に所属機関と協議すべきこと.....	23
(3) 就職後の ACT-X 研究の継続 .....	24
(4) 研究費の執行権限を有さない場合における契約書上の記載 .....	24
(5) ACT-X 研究期間中に卒業を迎える場合.....	25
(6) 指導教員の責任.....	25
(7) 学生の e-Rad 登録 .....	26
(8) 学生の発明に係る知的財産権 .....	28

## 1. 研究提案者（CREST では研究代表者）の応募要件である研究倫理教育に関するプログラムの受講について

### (1) 研究倫理教育に関するプログラムの内容

Q 所属機関において実施している研究倫理教育に関するプログラムはどのような内容でなければいけませんか。

A 研究倫理教育に関するプログラムは、各研究機関の責任において実施されるものであり、JST は教材の内容を指定いたしません。各研究機関において下記と同等と判断する研究倫理教育プログラム・研修（研究機関が同等と判断する場合は、JST が提供する映像教材「倫理の空白」も認められる。）であれば構いません。

- ・ 一般財団法人公正研究推進協会が提供する「eAPRIN」
- ・ 日本学術振興会が提供する「eL CoRE」
- ・ 日本学術振興会「科学の健全な発展のために―誠実な科学者の心得―」
- ・ 日本医療研究開発機構「事例から学ぶ公正な研究活動―気づき、学びのためのケースブック―」
- ・ 日本医療研究開発機構「研究公正におけるヒヤリ・ハット集」

(参考)2015年4月以降に適用される「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成26年8月26日 文部科学大臣決定)では、研究機関においては「研究倫理教育責任者」の設置などにより体制整備を図り、機関として教育を実施することが求められ、また、配分機関には、研究倫理教育の受講を確認することが求められています。なお、上記ガイドラインで求められる内容は、いわゆる論文不正に関するものであり、たとえば、生命倫理や利益相反等に関するものとは別の内容となります。ご不明な点がございましたら、JST 研究公正課にお問い合わせください。

国立研究開発法人科学技術振興機構 法務・コンプライアンス部研究公正課  
E-mail : rcr-kousyu@jst.go.jp

## (2) プログラムの修了証明

Q 研究倫理教育に関するプログラムの修了を証明する書類を提出する必要はありますか。

A 提出の必要はありません。

## (3) eAPRIN ダイジェスト版の受講

Q 所属機関で研究倫理教育に関するプログラムを受講することが困難な場合に、JSTを通じて eAPRIN ダイジェスト版を受講した際、受講確認書番号を申告する必要はありますか。

A CREST、さきがけ、ACT-X への応募においては、受講確認書番号を申告する必要はありません。e-Rad 個別項目における受講状況の入力欄で「eAPRIN ダイジェスト版を履修済」を選択ください。

## (4) eAPRIN e-ラーニングプログラムダイジェスト版の英語版

Q 機関の教育プログラムを履修していないため、eAPRIN e-ラーニングプログラムダイジェスト版を受講する予定ですが、母国語が日本語でない場合など、日本語の内容による受講が困難な場合はどのようにしたらよいでしょうか。

A eAPRIN e-ラーニングプログラムダイジェスト版を英語に翻訳したものが用意されていますので、研究提案募集ウェブサイトから受講をお願いします。

## (5) 研究倫理教育に関するプログラムの受講期限

Q 応募締切までに研究倫理教育に関するプログラムの受講が完了しません。応募締切後に受講を完了してもよいでしょうか。

A 研究倫理プログラムの受講完了が応募の必須条件となります。応募締切後の受講は認められませんのでご注意ください。

## 2. CREST、さきがけ、ACT-X 共通事項

### (1) 2025 年度研究提案募集への応募

Q 応募の際に、所属機関の承諾書が必要ですか。

A 必要ありません。ただし、研究機関に求められる責務（「5.2.7 研究機関の責務等」）が果たせない研究機関における研究実施は認められませんので、応募に際しては、研究の実施を予定している研究機関の事前承諾を確実に得てください。

### (2) 重複応募の制限

※詳しくは「第 7 章 戦略的創造研究推進事業内における重複応募の制限について」をご参照ください。

Q さきがけ・ACT-X の「個人研究者」と CREST の「主たる共同研究者」とを同時に実施することは可能ですか。

A 2022 年度募集より、さきがけ・ACT-X の「個人研究者」と CREST の「主たる共同研究者」との重複実施が可能となりました。

- ・研究実施中のさきがけ・ACT-X 個人研究者を、CREST の「主たる共同研究者」に加えて応募することは可能です。
- ・CREST の「主たる共同研究者」が、さきがけ・ACT-X の個人研究者に応募することは可能です。
- ・さきがけ・ACT-X の個人研究者に応募している者を、CREST の「主たる共同研究者」に加えて応募することは可能です。また、同時に採択となった場合に、両方を同時に実施することが可能です。

ただし、採択候補となった際に、研究内容や規模等を勘案した上で、研究費の減額等の調整を行うことがあります。また、事前に CREST 研究代表者と相談の上、応募を検討してください。

Q CREST において、「研究代表者」として提案し、かつ他の研究提案に「主たる共同研究者」として参加することは可能ですか。

A 提案は可能ですが、それらの提案が採択候補となった際に、研究内容や規模等を勘案した上で、研究費の減額や、当該研究者が実施する研究を 1 件選択する等の調整を行うこ

とがあります。ただし、研究代表者と主たる共同研究者が互いに入れ替わって、複数件の応募をすることはできません。

Q 現在 ACT-X の個人研究者はさきがけに応募できますか。

A 応募可能です。ただし、採択された場合にはその年度末をもって ACT-X 研究は終了となります。なお ACT-X 研究実施中（加速フェーズ期間を含む）にさきがけに応募する際には、その旨を JST（ACT-X 領域担当）と総括に通知してください。

Q 現在さきがけの個人研究者は ACT-X に応募できますか。

A ACT-X への応募はできません。

Q AMED の AMED-CREST または PRIME で採択されていますが、CREST やさきがけに応募できますか。

A AMED の AMED-CREST または PRIME で研究開発代表者として研究実施中の場合、「CREST」、「さきがけ」に研究提案者として応募することは原則できません。ただし、研究期間が 2025 年度に終了する場合は応募が可能です。研究期間終了が 2026 年度以降の場合は、募集締切 3 週間前までに、「CREST」、「さきがけ」に応募すること及び採択された場合に現行領域での研究を中止することを、現在実施中の領域の研究領域総括かつ AMED が承認した場合のみ可能です。

※ この他、CREST 研究代表者によるさきがけへの応募、またはさきがけ個人研究者による CREST への応募などについても同様に、研究期間が 2025 年度に終了する場合は応募が可能です。また、研究期間終了が 2026 年度以降の場合は、募集締切 3 週間前までに他領域または他制度に応募すること及び採択された場合に現行領域での研究を中止することを、現在実施中の領域の研究領域総括かつ JST が承認した場合のみ可能です。

Q なぜ JST と AMED の戦略的創造研究推進事業の間で重複応募制限を実施するのですか。

A 対象プログラムは実施機関が JST と AMED に分かれているものの、いずれも戦略目標または研究開発目標の下、戦略的な基礎研究を推進する文部科学省の戦略的創造研究推進事業のプログラムです。そのため両機関の間で重複応募制限を実施します。

Q 日本学術振興会特別研究員はさきがけまたは ACT-X に応募できますか。

A 応募時の身分については規定しません。JST 以外の機関の制度を既にご利用、あるいは

これから申請される場合、JST 以外の機関の制度における重複の適否については、それぞれの機関にお尋ねください。

### (3) ダイバーシティの推進・ライフイベントへの支援

Q ダイバーシティ推進に向けて戦略的創造推進事業ではどんな取り組みがありますか

A JST では、性別、研究経歴等を問わず、多様な層の研究者からの積極的な応募を期待しており、研究者が存分に力を発揮できる環境の整備に努めています。その一環として、戦略的創造研究推進事業ではダイバーシティ推進の取り組みに関する特設サイトを設けております。是非ご参照ください。

○ CREST・さきがけ・ACT-X におけるダイバーシティ推進に向けた取り組み

<https://www.jst.go.jp/kisoken/crest/nadeshiko/index.html>

(参考) JST ダイバーシティ推進ページ

<https://www.jst.go.jp/diversity/>

Q ライフイベント(出産、育児、介護)による研究の中断・再開は可能ですか。

A CREST では、研究代表者・主たる共同研究者に代わりその役割を担える者が代行して研究を推進することが可能です。

さきがけ・ACT-X では、個人研究者に、研究期間中にライフイベントが発生した場合、原則として所属機関での休暇・休業期間と同一期間研究を中断し、再開することができます。この場合、JST は研究中断により未使用となった研究費と同額を、再開後に措置します。

また、ライフイベントに際し研究を継続できることを目的とした支援制度も実施しています。詳しくは以下のウェブサイトをご参照ください。

○ CREST・さきがけ・ACT-X におけるダイバーシティ推進に向けた取り組み

<https://www.jst.go.jp/kisoken/crest/nadeshiko/index.html>

### (4) 応募者の状況

Q 女性研究者の応募状況はどの程度ですか。

A 女性研究者は、応募者、採択者ともに CREST では 5～10%程度、さきがけでは全体の



10～20%程度、ACT-X では 15～30%程度です。

### (5) 研究提案書の色

Q 研究提案書中の文字や図表はカラーでも差し支えないですか。評価者は、カラーの状態  
で研究提案書を見ますか。

A 評価者は、カラーの状態の研究提案書を評価します。ただし、PDF の状態から印刷出力  
を行うこともあるため、低解像度でも見やすい図表を使うなどの配慮をお願いします。

### (6) 研究提案書「予算計画」

Q 研究提案書に、研究費の積算根拠や年度ごとの予算を記載する必要はありますか。

A 研究費の積算根拠は必要ありませんが、CRESTにおいては、研究グループごとの予算計  
画費目や費目ごとの予算計画を研究提案書の指定の様式に記載してください。また、さ  
きがけ、ACT-Xにおいては、面接選考の対象となった方には、研究費の詳細等を含む補  
足説明資料の作成を別途していただく予定です。

### (7) 研究提案書「研究・活動実績」

Q プロシーディング論文も記載出来ますか。

A 重要なプロシーディング論文も研究実績としてご記載いただけます。特に情報・セキュ  
リティ系分野ではその重要性が謳われているところです。詳細は内閣サイバーセキュリ  
ティセンターのサイバーセキュリティ研究・産学官連携戦略ワーキンググループ最終報告  
を参照してください。

(令和3年3月12日 サイバーセキュリティ戦略本部 研究開発戦略専門調査会 研究・産  
学官連携戦略ワーキンググループサイバーセキュリティ研究・産学官連携戦略ワーキング  
グループ)

<https://www.nisc.go.jp/conference/cs/pdf/kenkyuwg-saishu.pdf>

## **(8) 研究提案書「他制度での助成等の有無」**

Q 「国外も含め」とありますが、海外機関からの受入予定あるいは申請中の研究資金について、具体的に何を記載すればよいですか。

A 応募時点において、研究者が応募中及び受入予定の研究費を幅広く記入していただくこととなりますので、競争的研究費、民間財団からの助成金、企業からの受託研究費や共同研究費など、外国から受け入れるすべての研究資金について記入するようにしてください。なお、締結済の秘密保持契約等の内容に基づき記載することができないなど、やむを得ない事情により記載が難しい場合は、エフォート以外の項目は記入せずにご提出いただくことが可能です（評価の際に評価者（外部の専門家）に提供されますので記載にはご注意ください）。

## **(9) 間接経費**

Q 間接経費は、委託研究契約を締結する全ての研究機関に支払われるのですか。

A 委託研究契約を締結する全ての研究機関に対して、間接経費として、原則、研究費(直接経費)の30%に当たる額を上限として別途お支払いします。

Q 間接経費は、どのような使途に支出するのですか。

A 間接経費は、本事業に採択された研究課題に参加する研究者の研究環境の改善や、研究機関全体の機能の向上に活用するために必要となる経費に対して、研究機関が充当する為の資金です。

## **(10) 研究費の使途**

Q プログラムの作成などの業務を外部企業等へ外注することは可能ですか。

A 研究を推進する上で必要な場合には外注が可能です。ただし、その場合の外注は、研究開発要素を含まない請負契約によるものであることが前提です。研究開発要素が含まれる再委託は、原則として認められません。

## **(11) 採択後の異動**

Q 研究実施中に研究代表者(CREST)・個人研究者(さきがけ)・個人研究者 (ACT-X) の人

事異動(昇格・所属機関の異動等)が発生した場合も研究を継続できますか。

A 異動先において、当該研究が支障なく継続できるという条件で研究の継続は可能です。異動に伴って、研究代表者(CREST)・個人研究者(さきがけ)・個人研究者 (ACT-X) の交替はできません。

Q 研究実施中に移籍などの事由により所属研究機関が変更となった場合、研究費で取得した設備等を変更後の研究機関に移動することはできますか。

A 研究費(直接経費)により取得した物品については、原則として、移籍先の研究機関へ譲渡等により移動する必要がある旨、委託研究契約に規定しております。

## (12) その他

Q 本事業のプログラムオフィサー(PO)は誰ですか。また、どのような役割を果たすのですか。

A 本事業の「CREST」及び「さきがけ」「ACT-X」では、研究総括が競争的研究費制度に設置されるプログラムオフィサー(PO)となっています。研究総括の役割については、「2.1.1 CREST の概要」、及び「3.1.1 さきがけの概要」、「4.1.1 ACT-X の概要」をご参照ください。

Q 昨年度の採択課題や応募状況について教えてください。

A JST のウェブサイト

- ・ CREST

<https://www.jst.go.jp/kisoken/crest/application/index.html>

- ・ さきがけ

<https://www.jst.go.jp/kisoken/presto/application/index.html>

- ・ ACT-X

<https://www.jst.go.jp/kisoken/act-x/application/index.html>

をご参照ください。

Q 現在、海外研究機関に所属しており e-Rad の研究者番号を持っていません。CREST の共同研究グループまたはさきがけ個人研究者(さきがけ専任研究者でない)として応募する場合、e-Rad への登録はどのようにすれば良いでしょうか。

- A 海外の「主たる共同研究者」「さきがけ個人研究者」の e-Rad 登録は作業者：研究提案者本人、登録内容：研究者情報としてご手配いただきます。研究者登録申請書と本人確認証明書の画像（パスポート、運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証など）を準備のうえ、研究者向け「新規登録の方法」からご本人による登録申請手続きを行ってください。詳しくは募集要項「8.4.1 研究機関、研究者情報の登録」、ポータルサイトを確認してください。

<https://www.e-rad.go.jp/researcher/index.html>

※ CREST では原則、海外機関に所属の研究者を「主たる共同研究者」にすることはできません。詳細は「2.2.6 応募要件」の(2)の記載をご確認ください。また本Q & Aの「○ CREST に関する事項（研究実施場所について）」も合わせてご確認ください。

※ さきがけでは、安全衛生管理等の観点から、海外の研究機関等でさきがけ専任研究者として研究を実施することはできません。「3.2.6 (3)」の記載をご確認下さい。

- Q 現在、海外研究機関に所属しており、CREST の共同研究グループまたはさきがけ個人（さきがけ専任研究者でない）として応募する場合、過去に国内研究機関に所属していた時に取得した e-Rad の研究者番号を用いることは可能でしょうか。

- A e-Rad の研究者番号を過去に取得済みで、現在も応募可能であれば、そのまま応募していただいて問題ございません。その場合、登録されている過去の所属機関情報が表示される場合がございますが、「個別項目」タブに現在の所属機関をご入力ください。採択後、JST でご所属機関を登録いたします。

※ CREST では原則、海外機関に所属の研究者を「主たる共同研究者」にすることはできません。詳細は「2.2.6 応募要件」の(2)の記載をご確認ください。また本Q & Aの「○ CREST に関する事項（研究実施場所について）」も合わせてご確認ください。

※ さきがけでは、安全衛生管理等の観点から、海外の研究機関等でさきがけ専任研究者として研究を実施することはできません。「3.2.6 (3)」の記載をご確認下さい。

- Q e-Rad にて研究提案書の一時保存ができません。

- A 「別紙：府省共通研究開発管理システム(e-Rad)による応募方法」に記載されている項目をすべて入力しないと、一時保存ができません。一時保存した後も入力内容の変更は可能ですので、必要に応じて仮の情報を入れることで一時保存できるようになります。

Q 面接選考会の日の都合がつかない場合、代理に面接選考を受けさせてもいいですか。あるいは、面接選考の日程を変更してもらうことはできますか。

A 面接選考時の代理はお断りしています。また、多くの評価者の日程を調整した結果決定された日程ですので、日程の再調整はできません。「序章 (2) 募集・選考スケジュールについて」に示してある面接選考期間をご確認いただくとともに、応募される研究領域の面接選考の実施日程については、研究提案募集ウェブサイトによりお知らせしますので、そちらをご確認ください。

<https://www.jst.go.jp/kisoken/boshuu/teian/top/ryoiki.html>

### 3. CREST に関する事項

#### (1) 研究実施体制・予算配分

Q 研究実施体制の共同研究グループの編成及び共同研究グループへの予算配分に関して、適切とは認められない例を教えてください。

A 提案されている研究構想に対する実施体制において研究代表者が担う役割が中心的ではない、研究の多くの部分を外注する、共同研究グループの役割・位置づけが不明、共同研究グループの役割・位置づけを勘案することなく研究費が均等割にされている予算計画、等が考えられます。

Q 研究提案書に記載した研究実施体制及び予算総額を、面接時に変更することはできますか。

A 研究提案書に記載された内容で選考を行いますので、変更が生じることのないよう研究提案時に慎重に検討ください。なお、採択時に研究総括からの指示により変更を依頼することはあります。

#### (2) 応募者の要件

Q 非常勤の職員(客員研究員等)でも応募は可能ですか。また、研究期間中に定年退職を迎える場合でも応募は可能ですか。

A 研究期間中、国内の研究機関において自らが研究実施体制をとることができ、かつ、JST

が研究機関と委託研究契約を締結することができるのであれば可能です。

### (3) 研究チーム編成

Q 企業に所属している研究者は「主たる共同研究者」やその他の研究参加者として研究実施体制に入れることは可能ですか。

A 可能です。主たる共同研究者となる場合、JST と委託契約を締結する必要がありますので、募集要項「5.2.7 研究機関の責務等」もご参照ください。

### (4) 研究実施場所

Q 海外の機関でなければ研究実施が困難であるという判断基準とはどのようなものですか。

A 海外での実施を必要とする基準は以下のような場合が想定されます。

1. 必要な設備が日本になく、海外の機関にのみ設置されている。
2. 海外でのみ実施可能なフィールド調査が必要である。
3. 研究材料がその研究機関あるいはその場所でしか入手できず、日本へ持ち運ぶことができない。

### (5) 研究費

Q 採択後、チーム内での研究費の配分は変更可能ですか。

A チーム内での研究費の配分は、採択後に研究開始時および毎年度策定する研究計画書によって決定します。研究計画については、「5.2.1 研究計画の作成」をご参照ください。

Q 同じグループに研究参加者として他機関の研究者がいます。他機関にて CREST 研究費の執行が必要な場合は、自機関から他機関に研究費の提供は可能ですか。

A 自機関から他機関への研究費の提供は、研究要素を含む再委託にあたるため、認められません。他機関の研究者に係る研究費は自機関にて、執行・管理いただきます。自機関にて他機関の研究費の執行・管理ができない場合には、当該機関に主たる共同研究者を設定し、共同研究グループとして JST と委託研究契約を締結する必要があります。

Q 研究代表者として応募を検討しているが、CREST 研究期間の途中で定年を迎えます。定年後の給与を CREST 研究費から PI 人件費として支給できますか。

A PI 人件費の CREST 研究費からの支給については、所属機関において、PI 人件費制度に係る体制が整備および文部科学省への届出がなされており、一定の要件を満たす場合に支給可能となります。所属機関の体制整備状況および定年後に支給要件を満たすかなどについて、所属機関の担当者にご確認ください。

## (6) 研究契約

Q 「主たる共同研究者」が所属する研究機関の研究契約は、研究代表者の所属機関を介した「再委託」の形式をとるのですか。

A 本事業では、研究契約は「再委託」の形式はとっておりません。JST は、研究代表者及び主たる共同研究者が所属する研究機関と個別に研究契約を締結します。

なお、研究契約における「再委託」とは、研究代表者の所属機関とのみ JST が研究契約を締結し、その所属機関と共同研究者の所属機関が研究契約を締結する形式のことです。研究開発要素が含まれる再委託は、原則として認められません。

## (7) 研究の評価

Q 採択された研究の評価はどのように行い、それをどのように活かしていますか。

A CREST 研究課題の評価としては、原則として、

1. 研究開始 3 年後程度を目安として行われる中間評価

2. 研究期間終了後に行われる事後評価

があります。詳しくは「5.2.4 研究課題評価」をご参照ください。また、研究領域の評価(「5.2.5 研究領域評価」)があります。全ての評価結果は、ウェブサイトにて公表しています。

## 4. さきがけに関する事項

### (1) 応募者の要件

Q さきがけでは、年齢制限はありますか。

A さきがけの募集については特に年齢制限は設けておりませんが、30歳代の若手研究者を中心に研究が行われており、研究者がこの制度により飛躍することを期待するものです。

Q 学生は応募できますか。

A 応募は可能です。ただし、採択された場合には、翌年3月までに学生の身分を終える等、4月1日から研究実施機関と研究契約を締結できることが条件です。e-Radの研究者IDの取得については本Q&A「6. ACT-Xに関する事項（学生の応募に関すること）」をご参照ください。

Q 非常勤の職員(客員研究員等)でも応募は可能ですか。

A 研究期間中、自らが研究実施体制をとることができ、かつ、JSTが研究機関と委託研究契約を締結することができるのであれば可能です。ただしさきがけ専任研究者としての研究参加の場合および外国籍の研究者の場合には国内の研究機関に限られます。また、さきがけ専任研究者については研究機関と常勤での雇用関係があり就業規則が適用される身分であること、受入先研究機関においてさきがけ専任研究者に裁量労働制が適用されることが前提となります。

Q 博士号を取得した研究者（ポスドク）であって、海外の研究機関等での研究実施を提案する場合、さきがけに応募できますか。

A 日本国籍を有する方であれば応募可能です。ただし、海外のプロジェクト、プログラム等により雇用される場合、他の研究活動が制限されることがありますので、さきがけ研究の実施が可能であることを研究機関等に確認した上で応募してください。

### (2) 研究体制

Q 「さきがけ」における研究員等と研究補助者の違いはなんですか。

A 研究員等は、個人研究者の管理・指導の下に研究の一部を主体的に実施する者で、2名



まで研究計画に登録が可能です。研究補助者は、さきがけの個人研究者の指示に基づく研究補助業務を担う者で、5名まで研究計画に登録が可能です。ただし、研究員等として研究計画に登録できるのは、さきがけ研究を実施する研究機関に所属している者に限ります。

Q 研究計画に研究員等を2名登録した場合、研究補助者として登録できるのは3名までに  
なるのでしょうか。

A 研究計画に研究員等を2名登録した場合でも、研究補助者は5名まで登録が可能です。

Q さきがけでは、博士号を取得した研究者(ポスドク)を研究員等または研究補助者として  
雇用することはできますか。

A 雇用は可能です。その場合、研究者（ポスドク）はさきがけ研究において、研究員等もしくは研究補助者としての役割を担っていただくこととなります。

Q さきがけ研究において共同研究を実施することはできますか。

A さきがけは個人型研究であることから、個人研究者以外にさきがけ研究に対して責任を負う者（CRESTにおける主たる共同研究者に相当する者）とチーム型の研究実施体制を構築し、個人研究者以外にさきがけの研究費を配分することはできません（研究員等と研究補助者は研究参加者であり、さきがけ研究に対して責任を負う立場にはありません）。なお、さきがけ研究課題とそれ以外の研究との共同研究については可能ですので、論文等において個人研究者以外が共著者となることは妨げません。

### **(3) 海外の研究機関での研究実施**

Q 日本国籍の研究者が海外の研究機関等で研究を行う場合、どのような要件がありますか。

A JSTが提示する内容で研究機関がJSTと研究契約を締結するなどの要件があり、契約書の内容に問題がないか、海外研究機関の契約担当部局の責任者に事前に確認を行ってください（研究提案書（さきがけ-様式6）もご参照ください）。

※ 以下のURLより応募される研究領域のページにアクセスいただき、「応募方法」の項目内の「参考資料」をご参照ください。

<https://www.jst.go.jp/kisoken/boshuu/teian/top/ryoiki.html>

特に以下の3点が事前確認のポイントになります。

ア. JSTが指定する研究経費執行指針に基づき適切な経費執行が可能であること。

イ. 当該の海外研究機関への間接経費の支払いが、直接経費(研究費)の 30%を超えないこと。

ウ. 研究費の支出内容を表す経費明細(国内機関の場合は収支簿に相当)を英文で作成の上、JST へ提出できること。

詳しくは、募集要項「3.2.6 応募要件」で確認ください。なお、上記内容を海外の研究機関が承認しない場合は、契約が締結できない場合がありますので、確実に事前確認をお願いします。

また、さきがけ研究費からさきがけ個人研究者の人件費は支出できないことにもご留意ください。海外研究機関に所属する研究者は、『直接経費から研究代表者 (PI) の人件費の支出』に関する戦略的創造研究推進事業 (CREST、さきがけ、ACCEL、ACT-X) の対応について (2022 年 6 月 3 日 JST 戦略研究推進部)』の対象外となります。

[https://www.jst.go.jp/kisoken/crest/manual/pi\\_houshin.pdf](https://www.jst.go.jp/kisoken/crest/manual/pi_houshin.pdf)

また、『「直接経費から研究以外の業務の代行経費を支出可能とする見直し (バイアウト制の導入)」に関する戦略的創造研究推進事業 (CREST、さきがけ、ACCEL、ACT-X) の対応について』(2022 年 6 月 3 日改訂) についても、現時点では対象外としています。

[https://www.jst.go.jp/kisoken/crest/manual/buyout\\_houshin.pdf](https://www.jst.go.jp/kisoken/crest/manual/buyout_houshin.pdf)

Q さきがけ研究実施機関 (専任研究者としての出向先) は国内機関としながら、自分自身は海外に居住しリモートでさきがけ研究を実施することは可能ですか。

A 日本国内の機関をさきがけ研究実施機関としていても、ご本人が海外居住である場合は、出向先においてより一層の情報管理及び安全保障輸出管理の体制構築がなされていることが不可欠です。また、ご本人の労務管理については、居住国の法律に則して行われる必要があります。したがって、出向先の国内機関において、

- ① 居住国にサテライトオフィス等の研究実施場所が用意されているなど、居住国での労務管理が居住地法に則って適切に行われる体制が整備されていること
- ② 国境を越えた情報のやりとりが行われることに照らし、ネットワーク環境整備によるセキュリティの担保が万全であり、安全保障輸出管理の体制が十分に整備されていること
- ③ 出向先機関において海外からリモートでの研究費執行・管理ができる環境が整備されており、出向先機関が海外での研究を承諾していること

の3条件が満たされていると JST が認めた場合に限り、専任としてのさきがけ研究

の実施が可能です。

- ※ さきがけ専任研究者で無い方に関しても、所属機関の責任において上記①～③の点等に留意頂きながら実施いただきますようお願いします。

#### (4) その他

Q 現在、所属機関から別機関へ出向中、または出向を予定しています。出向先の研究機関でさきがけ研究を実施することは可能ですか。

A 所属機関以外で研究を実施することは可能ですが、実際に研究を実施する機関が研究費の執行を行う場合には、JST は実際の研究実施機関と研究契約を締結します（ただし、個人研究者が自ら研究を実施する出向先を準備し、研究を実施する機関から承諾を得られていることが前提です）。なお、応募時の e-Rad アカウントは、出向元または出向先どちらの所属でも応募可能ですが、e-Rad 個別項目における研究機関の入力欄には、研究契約を締結する予定の研究機関を入力してください。

Q さきがけ専任研究者本人の人件費は研究費から出すのでしょうか。その目安はいくらくらいですか。

A さきがけ専任研究者本人の人件費は研究費からの支出ではありません。JST の規定に基づき給与として JST が本人に直接支払います。具体的な給与額については労働条件通知書を発行する際に個別に連絡をします。

## 5. ACT-X に関する事項（全般）

### (1) 応募者の要件

Q ACT-X では、年齢制限はありますか。

A 年齢制限はありませんが以下の方を対象としております。

2025 年 4 月 1 日時点で博士の学位取得後 8 年未満の個人研究者

- ※ 博士の学位未取得の場合は、2025 年 4 月 1 日時点で学士の学位取得後 13 年未満の個人研究者
- ※ 学位を取得後に取得した産前・産後の休暇・育児休業の期間を除くと上記該当年数未満となる者を含む。

上記に関わらず、学生の方は大学院生に限り応募が可能です。

Q 学生は応募できますか。

A 学生は大学院生に限り応募が可能です。

Q 非常勤の職員(客員研究員等)でも応募は可能ですか。

A 研究期間中、自らが研究実施体制をとることができ、かつ、JST が研究機関と委託研究契約を締結することができるのであれば可能です。なお、研究提案者自身が所属機関の規定により委託研究費の執行権限を有さず委託研究契約の当事者となれない場合、研究提案者の指導教員等が同契約において委託研究を総括する「研究実施責任者」として締結できる必要があります。

Q 企業に所属しており博士の学位は取得しておりませんが応募は可能ですか。

A 2025年4月1日時点で学士の学位取得後13年未満であれば応募可能です。ただし、所属機関とJSTとの間で募集要項に示す委託研究契約を、申請者ご自身を同契約における「研究実施担当者」として締結することが可能であることが必要です。

Q 委託研究費の執行権限を有するか、委託研究契約の当事者となれるか、についてはどのように確認すればよいですか。

A 下図の委託研究契約書の雛形 (<https://www.jst.go.jp/contract/index2.html> からダウンロードできます) における「研究担当者」にご自身がなった上で所属機関がJSTと委託研究契約を締結することが可能か否か、締結した委託研究契約に基づき委託研究費をご自身が執行することが可能か否かについて、所属機関の事務局にご確認ください。なお、学生以外の方は、執行権限を有し委託研究契約の当事者となれるよう、まず所属機関における指導教員等および所属機関と調整してください(募集要項「4.2.6 応募要件」参照)。所属機関との調整段階でご不明点があればJST ([rp-info@jst.go.jp](mailto:rp-info@jst.go.jp)) にお問い合わせください。

## 委託研究契約書

国立研究開発法人科学技術振興機構(以下「甲」という。)<契約先機関名>(以下「乙」という。)は、下記契約項目(1)に記載の研究題目等について、次のとおり合意し、委託研究契約(以下「本契約」という。)を締結する。

## (契約項目)

甲は、乙を「<大学等/企業等>」と認め、次の研究を委託し、乙はこれを受託する。

## (1)研究題目等:

契約番号「<契約ID>」

事業「戦略的創造研究推進事業」(以下「本事業」という。)

研究タイプ「<研究タイプ名>」

研究領域「<研究領域名>」

研究課題「<研究課題名>」

研究代表者「<研究代表者氏名>」

研究題目「<研究題目名>」

## (2)研究担当者: &lt;所属部署名1&gt; &lt;所属部署名2&gt;

<研究担当者氏名> <研究担当者役職名>

(3)契約期間: <契約期間開始日>から<契約期間終了予定日>まで(本研究が中止された場合はその時まで)

(4)当事業年度及び翌事業年度委託研究費

Q 2025年4月1日時点で博士の学位取得後8年未満ですが、学士の学位取得後13年を超えています。応募は可能ですか。

A 博士の学位を取得されている場合は、学士の学位取得後経過年数を問わず、博士の学位取得後8年未満であれば応募可能です。ただし、ACT-Xの研究領域はいずれも若手研究者の育成・輩出を趣旨としており、研究領域の趣旨に合致していることが選考基準の1つとなっておりますことをご承知おきください。

Q 所属機関が複数ある場合は、どちらの所属で応募すればよろしいでしょうか。

A 実際にACT-Xの委託研究費を執行する機関の所属で応募してください。

Q ACT-X 研究終了まで日本国内の研究機関において研究を実施することが可能であると見込んでいたが、実施途中で海外の研究機関に移籍することになり、日本国内の研究機関においての研究実施が困難となった場合は研究中止となりますか。

A 要件を満たさなくなるため研究終了となります。

Q 海外留学を予定している場合でも ACT-X に応募できますか。

A 応募はできます。ただし、留学している間、所属機関（国内の研究機関）が委託研究契約を締結できなければ、その間は ACT-X 研究を実施することはできません。ご留意の上、ご応募ください（ACT-X では、海外機関と委託研究契約を締結することはできません）。提案書の様式 7「特記事項」に、留学を予定している旨をその予定期間・留学先・所属機関との相談状況とあわせて記載してください。選考の中で、ACT-X 研究が実施可能であるか確認します。

## **(2) 研究構想に記載すべき内容**

Q 研究提案書に、加速フェーズの研究構想を記載する必要はありますか。

A 必要ありません。2年6ヶ月の研究構想を研究提案書に記載してください。

## **(3) 研究費の執行**

Q 日本学術振興会特別研究者ですが、採択となった場合、「ACT-X 学生（博士／修士課程）研究者へのリサーチ・アシスタント（RA）等予算追加支援」を申請することはできますか。

A 学生である特別研究員（DC）は申請することができますが、学生でない特別研究員（PD）は申請することはできません。なお、特別研究員（DC）の立場で、ACT-X に応募して問題ないか否か、RA 経費を受給して問題ないか否か、については日本学術振興会にご確認ください。

## **(4) 博士号取得の研究者の雇用**

Q ACT-X では、博士号を取得した研究者(ポスドク)を雇用することはできますか。

A ACT-X では、ポスドクと研究チームを作ることはできません。個人研究者の研究をサポートする者(研究補助員)としてのポスドクの雇用は可能です。

## 6. ACT-Xに関する事項（学生の応募に関すること）

### （1）応募時の所属機関について

Q 私は学生ですが、所属する大学とは別の研究機関で研究しています。この場合はどちらの所属で応募すればよろしいでしょうか。

A 実際にACT-Xの委託研究費を執行する機関の所属で応募していただきます。JSTはACT-X委託研究費を執行する機関と委託研究契約を締結します。採択された場合にどちらの機関でACT-X研究費を執行するか、所属する大学及び研究機関と調整した上でご応募ください。所属する大学とは別の機関でACT-X委託研究費の執行を予定している場合は、当該別機関の所属で応募いただきますが、この場合は、確認書の記載内容も、当該機関における指導教員に相当する方とともに確認し、提出してください。また、この場合は、委託研究契約の締結にあたり採択後に当該機関における役職が必要です。役職が付与されない場合には委託研究契約が締結できずACT-X研究が実施できないことがありますのでご注意ください。

Q 社会人博士課程の学生です。大学と企業のいずれの所属で応募すればよろしいでしょうか。

A いずれの所属でも応募可能ですが、実際にACT-Xの委託研究費を執行する機関の所属で応募してください。大学の所属で応募される場合は確認書の提出も必要です。なお、ACT-Xの研究領域はいずれも若手研究者の育成・輩出を趣旨としており、研究領域の趣旨に合致していることが選考基準の1つとなっておりますことをご承知おきください。

### （2）事前に所属機関と協議すべきこと

Q 私は学生です。応募にあたって、所属先の大学と協議しなければならないことはありますか。

A まずは、所属機関がJSTと委託研究契約を締結できることが必要です。詳細は募集要項「4.2.6 応募要件」をご確認ください。委託契約研究書の雛形については以下URLをご参照ください。

委託契約研究書の雛形については以下URLをご参照ください。

<https://www.jst.go.jp/contract/index2.html>

また上記の委託研究契約書（別記4：知財条項第8条の2）で明記している通り、所属機関と学生の間で発明等の取扱いについてあらかじめ取決めを行うことが必要です。さ



らに、委託研究契約では学生のみならず、指導教員も研究費の管理や不正行為等について責任を負うものと定めています。指導教員がこれらの内容について同意した書面を「確認書」として提案書と併せてご提出をいただきます。

確認書の様式は以下 URL より入手いただき、研究提案者・指導教員の双方が署名したものを PDF 化し、研究提案書と併せて e-Rad よりご提出ください。

※ 以下の URL より応募される研究領域のページにアクセスいただき、「応募方法」の項目をご参照ください。

<https://www.jst.go.jp/kisoken/boshuu/teian/top/ryoiki.html>

### (3) 就職後の ACT-X 研究の継続

Q 私は学生です。研究の途中で企業等に就職した場合、ACT-X 研究は続けることはできますか。

A ACT-X 研究を継続するためには、就職先での業務と ACT-X 研究を兼ねることについて就職先の承認が得られることが必要です。また、研究実施場所が就職先となる場合、就職先が JST と委託研究契約を締結できることも必要です。双方について就職先の承諾が得られた場合、ACT-X 研究を続けることができます。

### (4) 研究費の執行権限を有さない場合における契約書上の記載

Q 私は学生です。所属機関との調整の結果委託研究費の執行権限は有することができず、委託研究契約の当事者にはなれないことが判明しました。その場合、契約書上の研究実施者に関する記載はどうなるのでしょうか。

A 研究実施責任者として指導教員等の氏名を、研究実施担当者として提案者（学生）の氏名を併記した契約書となります。



## 委託研究契約書

国立研究開発法人科学技術振興機構(以下「甲」という。)<契約先機関名>(以下「乙」という。)は、下記契約項目(1)に記載の研究題目等について、次のとおり合意し、委託研究契約(以下「本契約」という。)を締結する。

(契約項目)

甲は、乙を「〈大学等企業等〉」と認め、次の研究を委託し、乙はこれを受託する。

(1) 研究題目等:

契約番号「〈契約 ID〉」  
事業「 戦略的創造研究推進事業 」(以下「本事業」という。)  
研究タイプ「〈研究タイプ名〉」  
研究領域「〈研究領域名〉」  
研究課題「〈研究課題名〉」  
研究代表者「〈研究代表者氏名〉」  
研究題目「〈研究題目名〉」

(2) 研究担当者:

研究実施担当者(※1)  
〈所属部署名 1〉 〈所属部署名 2〉  
〈研究担当者氏名①〉 〈研究担当者役職名①〉  
研究実施責任者(※2)  
〈メモ 2〉  
〈研究担当者氏名②〉 〈研究担当者役職名②〉  
(※1)「研究実施担当者」とは、本研究の提案者であり、本研究を主導的に実施する者をいう。  
(※2)「研究実施責任者」とは、本研究の実施について総括する者をいう。

(3) 契約期間: 〈契約期間開始日〉から〈契約期間終了予定日〉まで(本研究が中止された場合はその時まで)

(4) 当事業年度及び翌事業年度〈【翌年度フラグ】〉委託研究費

### (5) ACT-X 研究期間中に卒業を迎える場合

Q 私は学生です。2.5 年の ACT-X 研究期間中に卒業を迎えるため、ACT-X 研究は卒業まで実施するというだけでよいでしょうか。

A 2.5 年の研究期間を全うしてください。そのため、指導教官ともよく相談して研究継続できるようポストの獲得に努めて下さい。最大限努力したにもかかわらず卒業後の ACT-X 研究の継続が困難となった場合には早急に JST までご相談ください。

### (6) 指導教員の責任

Q 私は指導教員です。研究室の学生が応募を検討していますが、指導教員はどのような責任を負わなければならないのでしょうか。

A 指導教員は、JST と学生の所属機関との委託研究契約書における「研究実施責任者」として、委託研究費の管理責任及び不正行為等にかかる責任を負っていただきます。なお、研究の途中で学生が卒業を迎える場合、卒業後にも ACT-X 研究の継続が可能となるよう可能な限りのご配慮をお願いします。

## (7) 学生の e-Rad 登録

Q 私は学生です。e-Radの研究者IDを取得するためにはどうすればよろしいでしょうか。

A ① 所属機関が JST と委託研究契約を締結できることを確認してください。(学生が研究主体となる場合の委託研究契約を別に定めています)

② 所属機関において e-Rad 研究者 ID の取得が可能かどうか、所属機関事務局にご確認ください。所属機関で e-Rad の研究者 ID を取得できない場合は、以下の対応等、所属機関として差し支えない方法をご検討ください。

1. 指導教員の ID よりご応募いただく
2. 「研究機関に所属していない研究者」として研究者 ID を取得していただく

Q 私は学生です。ACT-X に提案すること、また確認書に署名することについて指導教員の了承を得ています。しかし、在籍する大学では、大学所属・非所属の別を問わず、学生が e-Rad の研究者 ID を保有することが認められていません。このため、指導教員の ID から提案をすることを検討しています。この場合、e-Rad の提案書提出にあたって注意すべきことはありますか。

A1 指導教員の ID より提案をいただく場合は、【個別項目】タブにおいて、指導教員ではなく学生本人の情報を記入いただくようお願いします (こちらの情報にもとづき、JST から提案者へ各種連絡を致します)。⇒下図をご参照ください。

The screenshot shows the '個別項目' (Individual Items) tab selected in the application form. The form fields include '所属機関' (Institution), '所属部署 1' (Department 1), '所属部署 2' (Department 2), '所属部署 3' (Department 3), '役職' (Position), and '役職区分' (Position Category). A red box highlights the '個別項目' tab, and a callout box contains the instruction: **学生が指導教員の ID を利用して応募する場合、「個別項目」には指導教員ではなく、学生の情報を入力してください。**

A2 また、ACT-X においては、学生研究者のエフォートの定義を便宜的に「週 40 時間のうち ACT-X 研究に従事する時間の割合」としています (総合科学技術・イノベーション)

ン会議が定める定義「年間の全仕事時間のうちの従事時間割合」と異なります)。提案書ではこの定義に従って記入をいただきますが、e-Rad に提案書のエフォート値をそのまま入力すると、e-Rad 上の指導教員のエフォート率が圧迫され、大学での指導教員のエフォート管理に影響が出る可能性があります。その場合は、e-Rad には入力可能な最小値（1%）を入力するなど、適宜調整をお願いします。

⇒下図をご参照ください。

**【研究経費・研究組織】タブ**

**学生が指導教員の ID から応募する場合、指導教員の実際のエフォートへの影響を最小限にするため、エフォート率を便宜上「1%」としてください。提案書本文には学生の実際のエフォートを記入してください。**

大項目	中項目	2023年度	2024年度	合計
直接経費	必須	,000 円	,000 円	0 円
間接経費				

研究者を検索	研究者番号 生年月日 氏名 (年齢)	研究機関 部局 職/職階 必須	専門分野 学位・取得年月 日・大学 役割分担 必須	直接経費 間接経費 必須	エフォ ート (%) 必須	閲覧 編集 削除
代表者	30958707	テスト研究機関01	博士 (博士 (理学)) · 2022/03/0 1	,000 円 ,000 円		

研究組織内の連絡事項を登録する ▼ 任意項目を表示

研究代表者  
氏名 (フリガナ) (姓)キソケン (名)イチガヤ

戻る 以前の課題をコピー 一時保存 応募内容提案書のプレビュー この内容で提出

## (8) 学生の発明に係る知的財産権

Q 私は研究機関の契約担当です。本学の学生が ACT-X へ提案を検討しています。本学の規程では「学生の発明に係る知的財産権は学生本人に帰属するものとする」と既に定めており、当該知的財産権を本学帰属とすることができません。他方、JST の委託研究契約書（知財条項第 8 条の 2）では「委託研究の成果に係る知的財産権が委託先研究機関に帰属するよう、委託先研究機関が措置を講じる」としており、本学の規定にそぐわない状況となっています。この場合、本学の学生は ACT-X へ提案できないのでしょうか。

A ACT-X では、研究担当者が大学等との雇用関係にない学生が成した知的財産権についても、原則として大学等に帰属するものとしています。ただし例外として、大学等の独自規定により、ACT-X の研究成果に係る知的財産権を学生個人に帰属せざるを得ない場合、知的財産権の学生個人への帰属は可能です。その場合、通常の「確認書」の合意事項に加え、以下 1) 2) についても合意した書面を「確認書」として提出していただくことが必要です。確認書（特別様式）は別途設けておりますので、根拠となる規定をご提示の上、特別様式ご希望の旨を、rp-info@jst.go.jp 宛にご相談ください。

1. ACT-X の研究成果として得た発明に係るにかかる知的財産権の帰属が学生となる場合は、委託研究契約別記 4「知財条項」第 2 条から第 7 条における乙の義務と同一の義務を学生が負うこと。
2. 「大学等における職務発明等の取扱いについて（文部科学省 大学等における産学官連携リスクマネジメント検討委員会）」等、大学等における最近の職務発明の捉え方を鑑み、将来、委託研究の成果に係る知的財産権を研究機関帰属とする場合があること。当該知的財産権を所属機関帰属とした場合は、委託研究契約別記 4「知財条項」に定める義務を所属機関が遵守すること。